



認定こども園ってなに？

(子ども・子育て支援制度について)

子ども・子育て支援制度とは

平成 24 年 8 月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律と関連する法律に基づいて、就学前の子どもの幼児教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から本格スタート致しました。つまり…**保護者が子育てをしやすく、子どもにとって過ごしやすい社会を作るための制度です。**

認定こども園とは

「認定こども園」は幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う**幼稚園と保育所の良い所どりをした施設**です。

	対象年齢	役割	利用制限				
幼稚園	3～5歳	幼児期の教育を行う「学校」	なし				
保育所	0～5歳	保護者に代わって保育する「施設」	家庭で保育できない保護者				
認定こども園	0～5歳 (※1)	幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う「学校かつ施設」	<table border="1"> <tr> <td>3～5歳</td> <td>制限なし(※2)</td> </tr> <tr> <td>0～2歳</td> <td>家庭で保育できない保護者</td> </tr> </table>	3～5歳	制限なし(※2)	0～2歳	家庭で保育できない保護者
3～5歳	制限なし(※2)						
0～2歳	家庭で保育できない保護者						

※1 対象年齢は認定こども園のタイプによって異なります。

認定こども園は中でも4つのタイプに分かれており、タイプによって性質が異なります。

幼保連携型	幼稚園型
幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。 【性質】幼稚園と保育園を1つの施設にまとめたもの	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ 【性質】幼稚園に保育所機能を付与したもの 0～2歳児は受け入れない場合もある。
保育所型	地方裁量型
認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ 【性質】保育所に学校機能を付与したもの	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ 【性質】各都道府県の裁量による

→**広田幼稚園は幼稚園型(単独型)を選択していますので、これまで通り3～5歳児のみを対象とします。**

※2 制限はありませんが、区分はあります。

3歳以上のお子様は就労の有無に関わらず、どなたでも認定こども園に入園することができます。しかし、その中で保育を必要としないお子様(幼稚園相当)は「1号認定児」、保育を必要とするお子様(保育所相当)は「2号認定児」と区分します。これは保育料に関係してきますが、子どもは意識しないものとなります。

詳しくは【**保育を必要とする子と必要としない子の区分**】をご覧ください。